



里親になりませんか ～10月は里親月間です～

問合せ／下記の問合せ先でご確認ください

子どもたちは、温かい家庭生活を提供してくれる里親を求めています。

○里親とは

さまざまな事情により家庭で養育されることが難しい子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって養育する人のことを「里親」と言います。

○里親になるには

- ・子どもの養育について理解と熱意を持ち、豊かな愛情をもっていることが何よりも大切です。
- ・県が実施する研修を修了すること、経済的に困窮していないこと、などの要件が必要です。

○里親の種類

里親には、委託期間や目的などにより4種類あります。

- ・**養育里親**…家庭に戻れるまで、または自立できるまで子どもを養育する里親
- ・**専門里親**…虐待を受けた子どもや障害のある子どもを、経験と専門知識を活かして養育する里親
- ・**親族里親**…子どもの扶養義務者で、親の死亡や行方不明などの事情により養育できなくなった場合に、里親としての認定を受けて養育する里親
- ・**養子縁組里親**…養子縁組によって養親となることを希望する里親

○里親になったら

- ・児童相談所が面会や交流を繰り返したうえで、養育をお願いする子どもを決定します。
- ・子どもの養育をお願いしている間は、定められた養育に必要な経費が公費で支給されます。
- ・子育ての悩みや不安には、児童相談所がご相談に応じます。

○申込み・問合せ

子育て支援課 (979-8133)
東部児童相談所 (920-2085)
県子ども家庭課 (054-221-3760)

地域で支え合い、住み慣れた場所で最期まで自分らしく暮らすために ～函南町地域包括ケアシステム 構築に向けた取り組み 28～

問合せ先／社会福祉協議会 (978-9288)

8月末現在、函南町の人口は37,822人。そのうち65歳以上は11,692人で高齢化率は30.91%になりました。今後、特に高齢者の1人暮らしが増加の見込みです。

函南町地域包括支援センターでは、高齢者の健康や介護の相談、認知症相談を看護師や主任ケアマネジャー、認知症地域支援推進員が受け付けています。虐待や悪質な訪問販売、財産管理の不安については社会福祉士が制度や対応方法について一緒に考えます。秘密は守ります。ぜひご相談ください。

みんなのお茶の間「いこう家つかもと」(塚本457-2)でも毎月第2水曜日(10時～13時)に地域包括支援センター職員が介護保険や認知症などの相談を専門職が対応しています。お気軽にご相談ください。

○函南町地域包括支援センター

電話：978-1700
住所：平井717-28(函南町保健福祉センター内)
利用日時：月曜日～金曜日
8時30分～17時30分

○包括キャラクター誕生！

包括について親しみを持っていただくため、包括キャラクター「包括函太郎・静江(ほうかつたろう・しずえ)」が誕生しました。

健康への意識が高く、元気に地域の行事などに参加しているアクティブシニアのお2人。これから、皆さんと一緒に健康長寿を目指そうと呼びかけていきます。

包括キャラクター

包括函太郎・静江

▼包括 静江

(ほうかつしずえ)

▶包括 函太郎
(ほうかつたろう)



健診結果の提供にご協力ください

問合せ先／住民課 (979-8111)

健康診断の結果を提供していただいた人に粗品をお渡ししています。皆さんのご協力をお待ちしています。

○対象者

健康診断受診時点において40歳以上の函南町国民健康保険加入者で次の①②のいずれかに該当する人

- ①特定健診を未受診で会社などの健診を受けた人
- ②4月から9月の間に人間ドックを受けた人

○提出方法

平成31年3月29日(金)までに健康診断などの結果票を用意し、本人が窓口へ提出してください。(写しをいただき原本は返却します。) ※結果票に腹囲などの記載がない場合は測定させていただきます。



認知症サポーター養成講座

申込み・問合せ先／福祉課 (979-8126) 地域包括支援センター (978-1700)

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守るサポーターを養成します。どなたでも受講できます。参加無料、要申し込み。受講者にはサポーターの証、オレンジリングを差し上げます。

○日時

11月24日(土) 10時～11時

○場所

函南町保健福祉センター2階
ボランティアビューロー

○申込み

前日までに窓口または電話でお申し込みください。

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者対象 人間ドックの補助制度について

問合せ先／住民課 (979-8111)

○対象(国民健康保険の被保険者)

- ・20歳以上で、人間ドック受診当日に、函南町国民健康保険に加入している
- ・平成30年度の函南町特定健診を受けていない

○対象(後期高齢者医療保険の被保険者)

- ・人間ドック受診当日に函南町に住民票がある
- ・病院または診療所に6か月以上継続して入院していない
- ・高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から同5号までに規定する施設(特別養護老人ホームなど)に入所または入居していない
- ・平成30年度の函南町高齢者健診を受けていない
- ・補助金申請日までに後期高齢者医療の保険料に滞納がない

○補助額

人間ドック受診経費の7割(限度額25,000円)

○対象受診期間

10月1日(月)～平成31年3月31日(日)まで(平成31年4月以降は補助対象外)

○申請期間

医療機関からの結果票が届いたら、受診日から30日以内に申請をしてください。

○持ち物

補助金申請書、質問票(住民課、ホームページから入手可能)、人間ドックの受診結果票、領収書、認め印、振込口座がわかるもの(国民健康保険被保険者は世帯主の口座)

○その他

特定健診や高齢者健診との重複受診はできませんのでご注意ください。